

『続日本紀』における叙位の欠落について

西 本 英 夫

はじめに

国史編纂に関する研究は、編纂過程に関するものから編纂体制、編集に用いられた素材に関するもの迄幅広く行なわれ、近年では、六国史全体を通覧したものも見られる。六国史の中でも『日本書紀』『続日本紀』（以下『書紀』『統紀』とする）に関する研究はとりわけ多く、枚挙に暇がない。

『統紀』編纂については、近年中西康裕氏が、『統紀』記事表記の変化を考察し続々とその成果を発表しているが、未だ残された問題が多い事も事実である。小論では『統紀』編纂事業に関する一考察として、叙位記事について僅かではあるが検討を試みるものである。

一、叙位欠落の問題点

『統紀』叙位記事は、五位以上の叙位を記す事を原則としたものであるとされる。確かに『統紀』叙位記事における五位以上への叙位が占める割合は圧倒的に多く、六位以下への叙位記事は数える程度しか見られない。但し、五位以上の叙位に関しても『統紀』は全てを網羅している訳ではない。右の原則を認めた上で、五位以上への叙位であるにも拘らず『統紀』に記されていないものを叙位の欠落と呼ぶ事とする。叙位の欠落とはつまり、ある人物が帯びている位階が、『統紀』内において叙位記事を経る事なく高位へ進んでいる場合を指す。

叙位の記述が、編纂段階の相違や笹山晴生氏等に指摘さ

れている最終編纂段階における削減作業、或いは素材の制約をどれ程受けているかを検討する際には、『統紀』に記載されている叙位数だけではなく、実際になされた叙位数がどの程度で、そこから記述されなかった叙位者やその数を探る必要があるだろう。例えば表一に挙げた様に、『統紀』に記載されている五位以上の叙位者は年毎にかなりのバラつきがあり、同条件により集計した『統日本後紀』（以下、『統後紀』とする）記載の叙位者数を見ると（表二）、その差は一目瞭然である。⁴しかし、これを直ちに複雑な編纂過程や編纂時の削減作業に起因すると結論付けるのは早計であろう。それは、叙位者数の少ない慶雲年間以前や天平勝宝年間後半の場合、実際には記述より遙かに多い叙位がなされているとすれば、それらが記されなかった原因を、編纂作業や用いられた素材に求める事が出来るが、実際になされた叙位数と『統紀』に記載される叙位数との間に差がなければ、記載されている叙位者数が少ないのは、編纂作業の問題以前に、その当時の情勢との関係に目を向ける事となる。反対に、記載されている叙位者数が多い年紀においても、叙位の欠落が多く実際には記載より更に多い叙位が行なわれていた事が明らかとなれば、その時期の叙

位記事に關して、編纂作業時における資料操作や素材の問題を想定しなければならぬであろう。

以上述べてきた様な記載されている叙位数と実際になされた叙位数との差を計るには、『統紀』をはじめその編年の範圍と時期が重複する史料から、『統紀』の叙位の欠落を明らかにしなければならない。叙位の欠落が生じる原因には、前述の笹山氏の指摘に拠ると、『統紀』編纂の最終段階において削減されたか或いは叙位記事の素材として用いられたものの不備が挙げられるが、叙位の欠落を具体的に挙げての研究は残念ながら管見に入っておらず、従って諸説では『統紀』の叙位の欠落原因は右の兩者の混在か、ややもすれば漫然と最終編纂段階における意図的な削減と捉える傾向が見られる。しかし叙位記事の素材や編纂作業内容等について考察を試みるとするならば、これらは明らかにされなければならない事象であろう。以下に叙位記事欠落が想定されるものについて挙げるが、その分布状況や欠落の原因について検討する事により、『統紀』編纂の一端を垣間見る事が出来るであろう。

表一、「統紀」記載男性叙位者数

卷	年号	人数	卷	年号	人数
一	文 武 元	0	一六	天 平 十	37
	〃 〃 二	0		〃 〃 七	75
	〃 〃 三	1	一七	〃 〃 八	75
	〃 〃 四	3		〃 〃 九	25
二	大 宝 元	6	一八	天 平 勝 宝 元	52
	〃 〃 二	6		〃 〃 二	100
三	慶 雲 元	0		〃 〃 三	25
	〃 〃 二	33		〃 〃 四	28
	〃 〃 三	27	一九	〃 〃 五	11
	〃 〃 四	0		〃 〃 六	8
	〃 〃 五	12		〃 〃 七	35
四	和 銅 元	2		〃 〃 八	3
	〃 〃 二	22	二〇	天 平 宝 字 元	2
	〃 〃 三	19		〃 〃 二	100
五	〃 〃 四	16	二一	〃 〃 〃	11
	〃 〃 五	48	二二	〃 〃 三	41
	〃 〃 六	23		〃 〃 四	40
六	〃 〃 七	29	二三	〃 〃 〃	28
	〃 〃 八	30		〃 〃 五	1
	〃 〃 九	38	二四	〃 〃 六	37
七	靈 龜 元	0		〃 〃 七	23
	〃 〃 二	10	二五	〃 〃 八	29
	〃 〃 三	25	二六	天 平 神 護 元	186
八	養 老 元	18	二七	〃 〃 二	84
	〃 〃 三	27	二八	神 護 景 雲 元	58
	〃 〃 四	31	二九	〃 〃 三	123
	〃 〃 五	17		〃 〃 四	33
九	〃 〃 六	1	三〇	〃 〃 五	16
	〃 〃 七	47		宝 龜 元	29
	神 龜 元	60	三一	〃 〃 〃	27
	〃 〃 二	6		〃 〃 二	47
	〃 〃 三	26	三二	〃 〃 三	75
一〇	〃 〃 四	11		〃 〃 四	36
	〃 〃 五	22	三三	〃 〃 五	28
	天 平 元	46		〃 〃 六	31
	〃 〃 二	0	三四	〃 〃 七	30
一一	〃 〃 三	43		〃 〃 八	43
	〃 〃 四	8	三五	〃 〃 九	52
	〃 〃 五	14		〃 〃 十	43
	〃 〃 六	16	三六	〃 〃 十一	51
一二	〃 〃 七	15		天 延 元	49
	〃 〃 八	25	三七	〃 〃 元	97
	〃 〃 九	72		〃 〃 二	10
一三	〃 〃 十	9	三八	〃 〃 三	59
	〃 〃 十一	29		〃 〃 四	65
	〃 〃 十二	76	三九	〃 〃 五	72
一四	〃 〃 十三	15		〃 〃 六	25
	〃 〃 十四	10		〃 〃 七	31
一五	〃 〃 十五	53	四〇	〃 〃 八	10
	〃 〃 十六	10		〃 〃 九	32
				〃 〃 十	21
				〃 〃 十一	50

表二、「統後紀」記載男性叙位者数

年号	人数
天承	73
長和	33
〃	49
〃	42
〃	6
〃	42
〃	44
〃	34
〃	49
〃	42
〃	17
〃	49
〃	42
〃	48
〃	43
〃	43
(嘉祥元)	63
嘉祥二	39
嘉祥三	

※表一と同条件により集計

※男性と思われる人物の五位以上の叙位についてのもの。(延べ人数)

二、叙位欠落一覽

ここから暫くの間、調査した叙位の欠落について具体的に挙げる事とする。

凡例

- ・『統紀』編年の範囲内で叙位記事欠落が考えられる男性を調査対象とするものである。
- ・『統紀』叙位記事の特徴に従い、欠落したと思われる叙位後の位階が外従五位下以上の者を表に挙げる事とする。
- ・時間的前後関係において、前者が後者より高位の場合は欠落としない。
- ・叙位記事欠落が想定される期間の時間的間隔は、欠落か誤記かの判断基準に含めない。⁵⁾
- ・一覽中の年月日は、国史大系本校訂者が註記した日数によるものとする。
- ・一覽中()内は、『統紀』以外の史料によるもので、一覽末の補説に詳細を挙げる事とする。

その他、個々、或いは複数の欠落に関連して注意されるべき事柄は、一覽末の補説に一括して挙げる事とした。叙位欠落の可能性があると思われるものは全て挙げる事とし、諸本間で校異のあるもの、或いは『統紀』に見える一覽に記した記事以外の記事や他の史料との比較により誤記の疑いのあるものは全て補説に記したつもりである。しかしながら著者の未熟さ故、一覽以外にも叙位の欠落が考えられるもの、補説に記した以外にも一覽に挙げた中に誤記の可能性が高いものが存在する事も考えられる。諸賢の御批判、御叱責を賜れば幸いである。

『続紀』叙位記事欠落想定者一覧

No	該 当 者 名	叙位記事欠落直前記事	叙位記事欠落直後記事	直前位階→欠落後位階	補 説
1	下毛野朝臣古麻呂 I	文武四・六・一七	大宝元・四・七	直広参→従四位下	1
2	波多朝臣牟後閉	文武四・一〇・一五	大宝元・六・一一	直広参→正五位上	
3	石川朝臣小老	文武二・七・二五	大宝二・一一・一七	直広肆→従五位上	2
4	中臣朝臣意美麻呂 I	文武三・一二・二〇	大宝二・三・一一	直大肆→正五位下	
5	小野朝臣毛野 I	文武四・一〇・一五	大宝二・五・二一	直広参→従四位下	
6	粟田朝臣真人	大宝元・正・二三	大宝二・五・二一	直大式→正四位下	3
7	高橋朝臣笠間 I	大宝元・正・二三	大宝二・八・四	直広参→正五位上	
8	大石王 I	文武三・一〇・二〇	大宝三・七・五	浄広肆→従五位上	
9	上毛野朝臣小足 I	文武四・一〇・一五	大宝三・七・五	直広参→正五位上	
10	猪名真人大村 I		大宝三・一〇・九	?→従五位下	4
11	新田部親王 I	文武四・正・七	慶雲元・正・一一	浄広式→三品	
12	藤原朝臣不比等	大宝元・八・三	慶雲元・正・一一	正三位→従二位	5
13	引田朝臣宿奈麻呂 I	大宝二・一二・二三	慶雲元・一一・一四	従五位上→従四位下	
14	石上朝臣麻呂	大宝三・閏四・朔	慶雲元・正・七	正三位→従二位	
15	波多朝臣広足	大宝三・九・二二	慶雲元・八・三	従五位下→従五位上	
16	大伴宿祢手拍 I	文武二・一一・二三	慶雲二・五・八	直広肆→正五位下	
17	紀朝臣麻呂	大宝元・三・二一	慶雲二・七・一九	従三位→正三位	6
18	中臣朝臣意美麻呂 II	大宝二・三・一一	慶雲二・四・二二	正五位上→従四位上	
19	高向朝臣麻呂 I	大宝二・五・二一	慶雲二・四・二二	従四位上→正四位下	7
20	美努王	大宝二・正・一七	慶雲二・八・一一	正五位下→従四位下	
21	小野朝臣毛野 II	大宝二・五・二一	慶雲二・一一・三	従四位下→正四位上	8

22	石川朝臣宮麻呂Ⅰ	大宝三・一〇・九	慶雲二・一一・二八	正五位下→從四位下	
23	引田朝臣宿奈麻呂Ⅱ	慶雲元・一一・一四	慶雲二・四・二二	從四位下→從四位上	
24	猪名真人大村Ⅱ	大宝三・一〇・九	慶雲三・閏正・五	從五位下→從五位上	9
25	許勢朝臣祖父	大宝元・正・二三	慶雲四・三・二	務大肆→從五位下	10
26	犬上王	大宝二・一二・二三	慶雲四・六・一六	從四位上→正四位下	
27	佐伯宿祢百足	大宝二・一二・二三	慶雲四・六・一六	從五位下→從五位上	
28	民忌寸比良夫	大宝二・一二・二三	慶雲四・一〇・三	從五位下→正五位下	
29	多治比真人水守	大宝三・七・五	慶雲四・五・八	從五位下→正五位下	
30	土師宿祢馬手	大宝三・一〇・九	慶雲四・一〇・三	正五位下→正五位上	
31	采女朝臣枚夫				
32	石上朝臣豊庭	慶雲元・正・七	慶雲四・一〇・三	從五位下→從五位上	
33	多治比真人三宅麻呂Ⅰ				
34	新田部親王Ⅱ	慶雲元・正・一一	慶雲四・一〇・三	三品→二品	11
35	衣縫王	文武三・一〇・二〇	慶雲四・一一・二四	淨広肆→從四位下	
36	百濟王遠宝	文武四・一〇・一五	和銅元・三・一三	直広參→正五位上	12
37	佐伯宿祢麻呂	文武四・一〇・一九	和銅元・三・一三	直広肆→正五位上	
38	大宅朝臣金弓	大宝元・七・二一	和銅元・三・一三	從五位下→正五位下	
39	引田朝臣尔閑	大宝元・一一・八	和銅元・三・一三	從五位下→從五位上	
40	布施臣耳麻呂	大宝二・正・一七	和銅元・三・一三	正五位上→從四位下	13
41	下毛野朝臣古麻呂Ⅱ	大宝三・三・七	和銅元・三・一三	從四位下→從四位上	14
42	大伴宿祢真人	大宝三・六・五	和銅元・三・一三	從五位下→從五位上	
43	大石王Ⅱ	大宝三・七・五	和銅元・三・一三	從五位上→正五位下	
44	上毛野朝臣男足Ⅱ	大宝三・七・五	和銅元・三・一三	正五位上→從四位下	
45	広瀬王	大宝三・一〇・九	和銅元・三・一三	從四位下→從四位上	

46	大伴宿祢道足				
47	田口朝臣益人 I				
48	巨勢朝臣久須比	慶雲元・正・七	和銅元・三・一三	從五位下→從五位上	
49	大神朝臣狛麻呂				
50	佐伯宿祢垂麻呂				
51	总部宿祢子首	慶雲元・一・一八	和銅元・三・一三	從五位上→正五位下	
52	高向朝臣麻呂 II	慶雲二・四・二二	和銅元・正・一三	正四位下→正四位上	15
53	巨勢朝臣麻呂	慶雲二・四・二二	和銅元・三・一三	從四位下→從四位上	
54	大伴宿祢手拍 II	慶雲二・五・八	和銅元・三・一三	正五位下→正五位上	
55	当麻真人桜井	慶雲二・九・二〇	和銅元・三・一三	從五位上→正五位下	
56	大伴宿祢安麻呂	慶雲二・一一・二八	和銅元・三・一三	從三位→正三位	16
57	笠朝臣麻呂	慶雲三・七・二〇	和銅元・三・一三	從五位下→從五位上	
58	大神朝臣安麻呂	慶雲四・九・一三	和銅元・九・四	正五位下→正五位上	
59	佐伯宿祢石湯	大宝二・一・二二	和銅二・三・五	從五位上→正五位下	17
60	長屋王	慶雲元・正・七	和銅二・一・二	正四位上→從三位	18
61	阿倍朝臣広庭 I	慶雲元・七・二二	和銅二・一・二	從五位上→正五位下	
62	高橋朝臣笠間 II	大宝三・一〇・九	和銅三・正・一三	正五位上→從四位下	
63	黄文連大伴	大宝三・七・五	和銅三・一〇・一四	正五位下→正六位上	19
64	佐太忌寸老	慶雲元・正・七	和銅三・四・二二	從五位下→從五位上	
65	路真人大人	大宝三・一一・一三	和銅四・四・七	正五位下→正五位上	
66	大朝臣安麻呂	慶雲元・正・七	和銅四・四・七	從五位下→正五位下	
67	曾祢連足人	慶雲元・正・七	和銅四・四・七	從五位下→從五位上	
68	阿倍朝臣首名	慶雲三・二・一四	和銅四・四・七	從五位下→從五位上	
69	石川朝臣宮麻呂 II	和銅元・三・一三	和銅四・四・七	從四位下→從四位上	
70	多治比真人宅麻呂 II	和銅二・三・二二	和銅四・四・七	從五位上→正五位下	

71	穗積朝臣山守	慶雲元・正・七	和銅五・正・一九	從五位下→從五位上	
72	多治比真人池守	和銅元・九・三〇	和銅六・四・二三	從四位下→從四位上	20
73	藤原朝臣武智麻呂	和銅四・四・七	和銅六・正・二三	從五位上→正五位上	21
74	船連甚勝	和銅二・三・二三	和銅七・正・五	從五位下→從五位上	
75	百濟王良虞	大宝三・八・二	靈龜元・正・一〇	從五位上→正五位下	
76	田口朝臣益人Ⅱ	和銅二・一・二	靈龜元・四・二五	從五位上→正五位下	
77	坂合部宿禰大分	大宝元・正・二三	養老二・一三・一五	直広肆→從五位上	
78	藤原朝臣馬養	靈龜二・八・二六	養老三・正・一三	從五位下→正五位下	22
79	大伴宿禰山守	靈龜二・九・四	養老三・正・一三	從五位下→正五位下	
80	上毛野朝臣広人	養老四・正・一	養老四・九・二八	正五位下→正五位上	23
81	吉宜	和銅七・正・五	養老五・正・二七	從五位下→從五位上	
82	日下部宿禰老	靈龜元・四・二五	養老五・正・二三	從五位上→正五位上	
83	阿倍朝臣広庭Ⅱ	養老二・正・五	養老五・六・二六	從四位上→正四位下	24
84	息長王	大宝三・一〇・九	養老七・正・一〇	從四位上→正四位下	
85	小野朝臣牛養	靈龜二・正・五	神龜元・五・二四	從五位下→從五位上	
86	畠犬養宿禰筑紫	養老三・正・一三	神龜元・四・一八	正五位上→從四位下	
87	大宅朝臣大國	養老四・一〇・九	神龜元・二・二二	從五位下→從五位上	
88	阿倍朝臣駿河	養老五・四・九	神龜元・二・二二	從五位上→正五位下	
89	阿倍朝臣広庭Ⅲ	養老七・正・一〇	神龜元・七・一三	正四位上→從三位	25
90	多治比真人広足	養老元・八・七	神龜三・正・七	從五位下→從五位上	26
91	佐伯宿禰人足	天平三・正・二七	天平三・六・一三	外從五位下→從五位下	27
92	佐伯宿禰常人	天平一・正・一三	天平一三・九・五	從五位下→從五位上	28
93	坂上伊美吉犬養	天平一三・三・二四	天平一四・二・朔	從五位下→從五位上	

94	背奈公福信	天平……七・五	天平一五・五・五	從五位下→從五位上	29
95	多治比真人因人	天平一〇・閏七・七	天平一八・四・三二	從五位下→從五位上	
96	藤原朝臣清河	天平勝宝三・九・三四	天平勝宝四・閏三・九	從四位下→從四位上	30
97	鴨朝臣虫麻呂	天平勝宝元・七・二	天平勝宝八・五・三二	從五位下→從五位上	31
98	大倭忌寸東人		天平宝字元・五・二〇	?→從五位下	32
99	栗田朝臣奈勢麻呂	(天平勝宝七・三・九)	天平宝字元・五・二〇	從五位下→從五位上	33
100	池原公禾守	(天平勝宝九・六・三)	(天平宝字五・正・二五)	從六位上→外從五位下	34
101	高丘連比枝麻呂	(天平宝字四・四・一五)	天平宝字五・正・一六	正六位下→外從五位下	35
102	阿倍朝臣嶋麻呂	天平宝字五・正・三	天平宝字五・三・一〇	從四位上→正四位下	36
103	日置造養麻呂	(天平勝宝七・正・一〇)	天平宝字六・正・九	從八位上→外從五位下	37
104	難波連奈良	天平宝字二・七・四	天平宝字八・一・一〇	外從五位下→從五位下	
105	藤原朝臣浜足	天平宝字七・四・一四	天平宝字八・九・二〇	從五位下→從五位上	38
106	田中朝臣多太麻呂	天平宝字八・四・一一	天平宝字八・九・一二	從五位上→正五位下	
107	日下部宿祢古麻呂	天平宝字八・九・一一	天平宝字八・一一・一五	從四位下→從四位上	39
108	佐伯宿祢伊太智	天平宝字八・一〇・七	天平神護元・正・七	從五位上→從四位下	
109	息長丹生真人大國	天平宝字八・一〇・二三	(天平神護元・八・一六)	外從五位下→從五位下	40
110	藤原朝臣永手	天平神護元・正・七	天平神護元・九・二四	正三位→從二位	41
111	吉備朝臣真備	天平神護元・正・七	天平神護元・九・二四	從三位→正三位	42
112	藤原朝臣繩麻呂	天平神護元・正・七	天平神護元・一〇・一三	從四位下→正四位下	43
113	藤原朝臣雄田麻呂 I	天平宝字七・四・一四	天平神護元・九・二三	從五位下→正五位下	44
114	海上真人淨水	天平宝字八・一〇・七	天平神護二・三・二六	從五位下→從五位上	
115	石上朝臣宅嗣	天平神護元・二・八	天平神護二・正・八	從四位下→從四位上	
116	藤原朝臣田麻呂 I	天平神護元・二・五	天平神護二・七・三二	正五位上→從四位下	45

117	弓削御淨朝臣淨人	天平神護元・二・二	天平神護二・一〇・二〇	從四位上→從三位	
118	戸淨山	天平勝宝元・閏五・一一	神護景雲元・八・二九	大初位上→外從五位下	
119	賀茂朝臣塩筥	天平宝字五・正・一七	神護景雲二・二・一八	從五位下→從五位上	
120	佐伯宿祢助	天平神護二・三・二六	神護景雲二・一一・一三	從五位下→從五位上	
121	藤原朝臣雄田麻呂Ⅱ	神護景雲二・三・朔	神護景雲二・一〇・八	正五位下→正五位上	
122	藤原朝臣家依	天平神護元・一一・二三	神護景雲三・二・三	從五位下→從五位上	46
123	大伴宿祢駿河麻呂	天平一八・九・一四	宝龜元・五・九	從五位下→從五位上	
124	巨勢朝臣公成	神護景雲二・二・一八	宝龜元・一〇・二三	從五位下→從五位上	47
125	阿倍朝臣清成	宝龜元・一〇・二三	宝龜三・四・二〇	正五位下→正五位上	
126	粟田朝臣鷹守	宝龜二・一一・二六	宝龜三・四・二〇	從五位上→正五位下	
127	依智王	宝龜二・七・二三	宝龜四・正・七	從五位下→從五位上	
128	石川朝臣在麻呂	宝龜五・三・五	宝龜六・九・一三	從五位下→從五位上	
129	矢集宿祢大唐	天平宝字八・一〇・七	宝龜七・三・六	外從五位下→從五位下	
130	紀朝臣諸人	和銅二・八・二五	宝龜一〇・一〇・一三	從五位下→從五位上	
131	大伴宿祢伯麻呂	天応元・五・一七	延暦元・二・三	正四位上→從三位	48
132	文室真人波多麻呂	天平宝字三・一一・五	延暦二・六・二一	從五位下→從五位上	
133	藤原朝臣田麻呂Ⅱ	延暦元・六・二一	延暦二・三・一九	正三位→從二位	49
134	巨勢朝臣苗麻呂	延暦四・正・一五	延暦五・八・八	正五位上→從四位下	

尚、『統紀』初出の時点で既に五位以上の位階を帯びて

いる者は九十三名、ある時期を最後に『統紀』に見えなくなる者は一五〇〇名以上にのぼる。特に前者は五位以上へ叙位された事が『統紀』から欠落した可能性が高いが、その初出の時期毎に人数を挙げると、文武九・大宝三二・慶雲七・和銅一〇・靈龜〇・養老四・神龜二・天平六・天平勝宝一・天平宝字四・天平神護一・神護景雲七・宝龜一三・天応〇・延暦七、である。一覧に挙げた傾向とそれ程変わらない。宝龜年間に一三人見えるのも、欠落している叙位はやや遡るであろうから、後述の天平神護年間前後の叙位の欠落と同じ時期のものと考えてよいであろう。

その他、叙位の欠落の範囲が『書紀』『統紀』に跨がって考えられるものも三十四例見られるが、『統紀』『日本後紀』（以下「後紀」とする）に跨がる例を見出だす事が『後紀』及び『類聚国史』（以下「類史」とする）叙位の欠損のために難しい上、『統紀』に限った叙位記事記載の性格ではなくするため、別稿にて検討する事とする。

補説

1、叙位の欠落が想定される期間に大宝元年（七〇一）三月二一日（甲午条）が含まれるものについては、『統紀』当該条において叙位されたと記載されている六名以外にも同時に叙位された者が存在したと考えられ、それに該当する可能性がある。

2、一覧中のいずれの記事においても小老は美濃守（頭）であり、この間一貫して在職していた事が推測される。美濃国は文武即位に伴う大嘗祭に主基国として供奉しているが、由機・須機国となった国の国司等は、『統紀』では和銅・神龜を除くいずれにおいても由機・須機国となった事によって叙位された事が記載されており、小老についても同様な理由で叙位されたものが欠落していると考えられないか。一方、悠紀国であった尾張国司については不詳である。

3、大宝元年正月廿三日条の遣唐使任命記事に登場する粟田真人・高橋笠間・坂合部大分・許勢祖父等はいずれもこの後叙位の欠落が考えられる。鴨吉備麻呂以下の五名については、六位以下であるため『統紀』に叙位

記事が見えないのは止むを得ないが、これらの人物が遣唐使任命に伴って揃って叙位されたものが、『統紀』から欠落した可能性がある。

- 加藤順一氏は、祖父以外の三者は補説1に関連しての叙位であろうとし、祖父については副使坂合部大分が高橋笠間の後を受けて大使に昇格した事により、祖父が副使に昇格した事に伴う叙位である、としている。
- 4、威奈真人大村骨藏器銘によると、藤原聖朝（文武）に少納言に任命され、大宝令施行以前に直広肆を授けられていたようである。

- 5、『公卿補任』（以下『補任』とする）によると、従二位への叙位は慶雲元年（七〇四）正月七日。石上麻呂も右大臣任官の日でもあるこの日に従二位へ叙位されたとある。『補任』における両者の大宝令施行以後の経歴に関する記述は、日付等に数箇所『統紀』と喰違っている部分も見受けられるが、概略は『統紀』の記述と一致しているの見てよからう。不比等と麻呂が同時に叙位や任官を受ける事も一致している。従って、両者は少なくとも慶雲元年正月七日からはそうかけ離れていない時期に従二位へ叙位された可能性が高く、又『統紀』

同日条には叙位記事があり、それには正四位上に叙位される長屋王以下の叙位が記される事も考え合わせると、『補任』の記述は正しく、同日条の叙位記事から三位以上の叙位記事が欠落してしまっているのではない。

- 6、宝龜十一年（七八〇）三月廿二日条、延暦三年（七八四）四月十九日条はいずれも正三位とし、『懐風藻』にも正三位として一首収めるが、『補任』は一貫して従三位とする。

- 7、『補任』は慶雲二年（七〇五）四月廿日の中納言任官と同日に正四位下へ叙位されたとする。『統紀』での中納言任官記事は一覽中後者にあたる。『補任』は同日叙位として下毛野古麻呂の従四位上への叙位を挙げているが、これも『統紀』から欠落している。

- 8、『補任』は慶雲二年十一月一日の中務卿任官と同時に正四位上へ叙位されたとする。『統紀』での中務卿任官記事は一覽中後者にあたる。『補任』の毛野の経歴に関する記述は、前に挙げた記事もそうであるように『統紀』とは日付等が若干異なる箇所もあるが概略は一致している。従って正四位上への叙位も、慶雲二年

十一月の中務卿任官から遠からざる時期になされたと見てよいであろう。

9、威奈真人大村骨藏器銘によると、「(大宝)四年正月、進爵従五位上」とある。又、一覽中後者以降「統紀」に大村は見えないが、同骨藏器銘には「(慶雲)四年二月、進爵正五位下」(いずれも前後略)とある。因みに『統紀』慶雲四年(七〇七)二月廿五日条には人数のみを記した成選叙位記事が見え、この中に含まれる事も考えられる。

10、欠落が想定される期間中に慶雲四年二月廿五日(甲午条)が含まれるものについては、『統紀』同日条で叙位された、名の見えない一〇名に含まれる可能性がある。ある。

11、新日本古典文学大系本『統日本紀』(以下、岩波本とする)注は、前述の慶雲四年二月に成選叙位された一〇名に新田部親王が含まれるとする。その根拠は不詳であるが可能性は存する。

12、和銅元年(七〇八)正月十一日条の叙位記事は、親王への叙品、諸臣三位以上への叙位の後、直ちに諸臣従五位下への叙位が記されており、岩波本補注にもある

様に諸王五位以上と諸臣正四位上、従五位上への叙位が欠落している可能性が十分考えられる。同補注は慶雲四年二月廿五日条もしくは和銅元年正月十一日条から叙位が欠落している可能性がある者を数名挙げているが、前述の補説11と同じく、一覽中において欠落が想定される期間に和銅元年正月十一日が含まれるものは、全てこの時に欠落した可能性が存する。

13、一覽中前者の位階を高松宮本は正五位下とする。恐らくは金沢文庫本等に従うべきであろうが、いずれにせよ従四位下への叙位欠落が考えられる事に変わりはない。

14、一覽中後者に記される古麻呂の本位は一覽の通りであるが、その間慶雲二年四月廿二日条は従四位上、同四年(七〇七)三月廿二日条は従四位下、同年十月三日条は正四位下と記述に変化が見られる。『補任』は慶雲二年四月廿日に従四位上へ叙位されたとしている事は前述したが、『補任』におけるこれ以外の古麻呂に関する記述は、概略は『統紀』の記述と一致しており、従って従四位上への叙位も慶雲二年四月頃と考えてよいであろう。

15、『補任』には麻呂が正四位上を経て従三位へ昇叙したとする記述は見えない。

16、『補任』は和銅元年三月十二日に正三位へ叙位とする。

『補任』の安麻呂に関する記述は、概略では『統紀』と一致しており、実際の正三位への叙位も和銅元年三月以前の遠からざる時期と考えてよいであろう。

17、『類史』は従五位下とする。『統紀』写本間に校異はない事から従五位上と考えるべきであろうが、いずれにせよ正五位下への叙位欠落が考えられる事に変わりはない。

18、『補任』は和銅二年(七〇九)十一月一日に従三位へ叙位されたとする。『補任』の長屋王に関する官職経歴の記述は、概略においては『統紀』と一致しており、『補任』が示す和銅二年十一月頃に従三位へ叙位されたと考えても差し支えないであろう。

19、生前の相伴に関する記事で位階を記したものは一覧に挙げた二例のみであるが、『統紀』前半における国司任官記事の特徴から、一覽中前者の位階の方が正しく、後者は大系本が改める如く正五位上の誤記と考えるべきであろう。

20、『補任』和銅七年(七一四)条尻付には、従四位下から従四位上を経て正四位下へ昇叙したとある。『補任』

のその他の池守に関する記事は、月日に『統紀』の記述とは異なる箇所が見られるものの、官職の経歴の順序は一致しており、池守は実際にも従四位下から従四位上へ叙位されていて、その叙位が欠落していると見てよいであろう。

21、『補任』『家伝』下巻共に正五位上を経て従四位下へ昇叙したとは見えない。岩波本注にもある様に、直ちに欠落とは判断し難い。

22、『補任』には正五位下を経て正五位上に昇叙したとは見えない。野村忠夫氏は表中後者の叙位によって三階進められたとするが、野村氏の見解では同条から馬養の本位従五位下が脱漏したと考えなければならぬ。又、同条において馬養の前に記される大伴山守についても、従五位下から正五位下への叙位が不明である。両者は靈龜二年(七一六)八月の遣唐使派遣から帰国した直後であり、一覽中後者において馬養の本位が脱落したと考えるならば山守についても同様の事が言えるであろうし、両者が在唐中に叙位されたものが『統

【紀】から欠落した可能性も残される。

23、大系本は一覽中後者の広人の本位を正五位下と改め、岩波本校異補注においても正五位下とすべきとあるが、写本間で校異が見られない上、他に欠落と思われる例が存在する以上、俄に改めるべきではないであろう。

24、【補任】は養老五年（七二二）正月壬子に正四位下へ叙位とする。

25、この叙位の欠落には二つの問題点が存する。第一に養老七年（七二三）正月の叙位が、正四位上への昇叙であるにも拘らず【統紀】叙位記事の通例に反して諸王五位以上の叙位記事の前に記載されている事、（通常【統紀】叙位記事は三位以上の諸王・諸臣→五位以上の諸王・諸臣の順で男女別に記す）第二に神龜元年（七二四）二月廿二日条において、広庭を除く公卿全員に叙位益封がなされている事である。これらについて岩波本注は、前者は広庭が公卿であったので大納言の多治比池守の後に続けて広庭の叙位を記し、神龜元年二月甲午（廿二日）条に記されるべき広庭の従三位への叙位が、何等かの理由によって欠落したとする。

しかし、公卿如何に関わらず、【統紀】において五位以上の諸王の叙位記事より前に四位以下の諸臣の叙位が記されている例は管見に入らない。神龜元年のそれよりも、むしろ養老七年正月の正四位上への叙位記事に疑問を持つべきではないか。一方、【補任】は神龜四年（七二七）十月十五日の中納言任官と同時に従三位叙位とあり、【統紀】との間に喰違いが生じている。【補任】は養老五年正月に従五位上へ叙位とするが、宮大輔への任命等、【統紀】と比較して不審な点が残る。

ところで一覽中前者は、広足を美濃国へ行幸のために遣わし行宮を造らせた事を示す記事であるが、この功によって叙位されたものが【統紀】から欠落したとは考えられないだろうか。

27、一覽中後者において大系本は「外」を補い外従五位下とするが、延暦九年（七九〇）十月三日条には従五位下とある。大系本の校補は天平三年（七三一）正月から同年六月の間の叙位欠落を想定しておらず、直ちには従えない。

- 28、一覽中後者の本位を「日本紀略」(以下「紀略」とする)は従五位下とする。しかし写本間に校異はなく、同条において常人の後に記される阿倍虫麻呂の本位を従五位下と記している。常人の本位が仮に従五位下であればわざわざ記す事はないはずであり、常人の本位は従五位上とすべきであろう。
- 29、一覽中後者では「背奈王」と表記するが、背奈王賜姓は天平十九年(七四七)六月で、本来ならば背奈公とあるべきである事が、熊谷公男氏¹⁶によって指摘されている。
- 30、「補任」は正四位下へは二階越えての叙位、つまり従四位下からの叙位とする。「補任」の清河の経歴に関する記述は概略では「統紀」と一致している。清河の本位を従四位上とする記事は一覽中後者のみであるため、これが誤記である可能性も在する。
- 31、一覽中前者は、諸本脱の中大系本が「鴨」を補う。その根拠は稀薄であるが、一応これに従って表に挙げる事とする。
- 32、天平十七年(七四五)十月の右大舍人寮解¹⁷の正六位下大允大養徳連東人と同一人物であるとすれば、これ以降に従五位下へ叙位されたものが欠落したと考えられる。
- 33、天平勝宝七歳(七五五)三月九日付越前国桑原莊券¹⁸には従五位下とあり、これ以降に従五位上へ叙位されたものが「統紀」から欠落したと考えられる。
- 34、「統紀」においては天平宝字七年(七六三)正月九日条が初出で、この時外従五位下。大仏頂首楞嚴經卷一¹⁹には天平勝宝九歳(七五七)六月三日付で従六位下、天平宝字五年(七六一)正月廿五日付奉写一切經所解²⁰には外従五位下とあり、この間の叙位が「統紀」より欠落している。
- 35、東寺写經所解²¹には天平宝字四年(七六〇)四月十五日の時点で正六位下と見える。これ以降に外従五位下へ叙位されたものが「統紀」から欠落したと考えられる。
- 36、「補任」は天平宝字五年三月に正四位下へ叙位とする。「補任」嶋麻呂の項は同年のみで、その内容は日付に「統紀」と異なる部分があり、どれ程信頼出来るかその判断が難しい。
- 37、過去莊嚴却千佛名經卷上²²には天平勝宝七歳正月十日付

で従八位上とあり、これ以降に外従五位下へ叙位された模様。その際の記事が「統紀」から欠落している。

38、「補任」は天平宝字八年（七六四）九月甲寅に従五位上、同日正五位下へ叙位されたとする。「補任」の浜足（成）に関する記述は、概略においては「統紀」の記載と一致している。

39、松崎英一氏²³は、宝龜四年（七七三）五月十七日条古麻呂卒記事にある本位従四位下を重視し、従四位上とある天平宝字八年十一月五日条・天平神護元年（七六五）正月七日条・同年五月廿日条・同二年（七六六）二月廿一日条・神護景雲元年（七六七）九月十七日条を従四位下に改めるべきとする。しかし天平宝字八年以降、古麻呂の本位を従四位下とするのは卒記事のみであるため、卒記事の誤りであるとするのが穏当であろう。

40、大和国十市郡司売買地券文解²⁴に天平神護元年八月十六日付で国判を加えており、その際従五位下。これ以前に従五位下へ叙位されたものが欠落したと考えられる。

41、「補任」には天平神護元年条に「正月、叙従二位勲二等」との記事がある。続いて「正月七日、国史正三位」

としていて、前者は「統紀」の記述とは異なる史料である事を、執筆者が認識の上で記したものと推測される。但し「補任」の永手に関する記述は、複数の箇所
で「統紀」とは異なる事から、従二位叙位の時期を俄に信じる事は出来ない。一方で永手授勲の事が見える
「統紀」天平神護元年正月七日条は、男性でこの時勲位を授かった者は、同日に記される叙位には全く顔を出さないため、或いは執筆の際に何等かの不備があった事も想像される。

42、「補任」は具体的に年紀を記さないが、参議中衛大将任官の後、天平神護二年正月八日の中納言任官の前とする。しかし、「補任」の真備に関する記述は「統紀」と異なる箇所も多く、直ちに信用する事は難しい。

43、「補任」は天平神護二年十月廿日に正四位下へ叙位されたとして「統紀」と喰違いを見せている。

44、「補任」は天平神護二年九月に正五位下へ叙位とする。「補任」の雄田麻呂（百川）に関する記述は、従三位叙位の時期や任官された官職名に「統紀」と異なる部分が見られる。

45、延暦二年（七八三）三月十九日条の薨伝に「神護初授

従四位下、拜参議」とある。「補任」は天平神護二年七月に従四位下叙位とするが、「補任」の田麻呂に関する記述は官職の経歴等に「統紀」との間で喰違いが見られる事から直ちには従えない。

延暦二年の薨伝には従三位への叙位も「宝亀初」と表現し、実際には宝亀二年（七七二）十一月二七日条に見える。しかし宝亀は十一年続くのに対して、天平神護は約二年半である。従って薨伝の言う「神護初」とは天平神護元年、広く見ても同二年の四月は降らないであろう。

46、神護景雲二年（七六八）二月十八日条において、家依は従五位上として侍従、及び従五位下として式部少輔に任官されており、いずれかが誤りである事が考えられる。松崎氏は後者の誤りで、天平神護元年十一月から神護景雲二年二月の間に従五位上へ叙位されたものが「統紀」から脱落しているとする。

47、一覽に挙げた期間中、神護景雲二年閏六月三日条は従五位上、宝亀元年（七七〇）九月十六日条は従五位下とある。大系本は後者を従五位上に改めるが、前者が従五位下の誤記であったとすれば、後者と一覽中後者

の間で従五位上への叙位記事欠落を想定する事も可能である。しかしいずれを誤記とするかの判断は難しく、従って少なくとも一覽に挙げた期間の間に叙位の欠落が想定されるとするに止める。

48、「補任」は延暦元年（七八二）正月に従三位叙位とする。「補任」の伯麻呂に関する記述は、大伴家持に関する記述が混入する箇所が見られるが、それを除けば概略では「統紀」と一致している。従って実際の従三位への叙位も「補任」の記述に近い時期である可能性が高いのではないか。

49、「補任」は延暦元年六月十三日の右大臣任官の後とする。前述の薨伝においても右大臣任官の後、従二位を授けられたとあり、従二位へ叙位された事は事実であり、これが何等かの原因により欠落したと考えられる。

三、叙位欠落の原因

では、叙位欠落の調査結果を検討する事とする。まず、全体を概観して気付く事は、「統紀」全般を通じてある程度の叙位の欠落が考えられる事である。特に「統紀」の編

纂について論じる際に、しばしば比較の目安とされる、編纂過程が明らかに異なる前後半各二十巻の間においても、前半二十巻の方に叙位の欠落が多く考えられるのは確かではあるが、後半二十巻においても天平神護年間前後を中心に叙位の欠落と考えられるものが見られる様に、それ程明確な差となっていない。加えて言うならば、前半二十巻においても特に和銅年間迄に叙位の欠落と考えられるものが多いが、これに関しては例えば慶雲四年正月甲午条の成選人に対する叙位においては、具体的な名を挙げずに叙位された人数のみを記すに止まるのに対し、和銅四年(七一)四月壬午条の成選叙位においてはその名を挙げている様に、前半二十巻全体にわたる特徴として捉えるよりも、慶雲年間以前と和銅年間以後、或いは文武天皇紀と元明天皇紀以降との特徴差として考えるべきであろう。又表一によると、和銅三年(七一〇)以前の叙位者数はそれ以後の叙位者数と比較すると相対的に少ないものとなっているが、実際に行なわれた叙位は『統紀』記載の叙位者数に現れている差程大きくはないものと考えられる。反対に記事分量の少なさから笹山氏によって延暦年間の最終編纂事業における記事削減の可能性が指摘されている天平勝宝年間に関

しては、表一においても特に天平勝宝七・八(七五六)歳で叙位者数は少ない部類に含まれるが、この時期に考えられる叙位の欠落は表三を見ると明らかな様に必ずしも多いとは言えない。従って叙位記事編集の観点からは、天平勝宝年間の記事を延暦年間の最終編纂作業において削減したとは考え難い。

次に、個々の叙位の欠落からその原因について検討する。

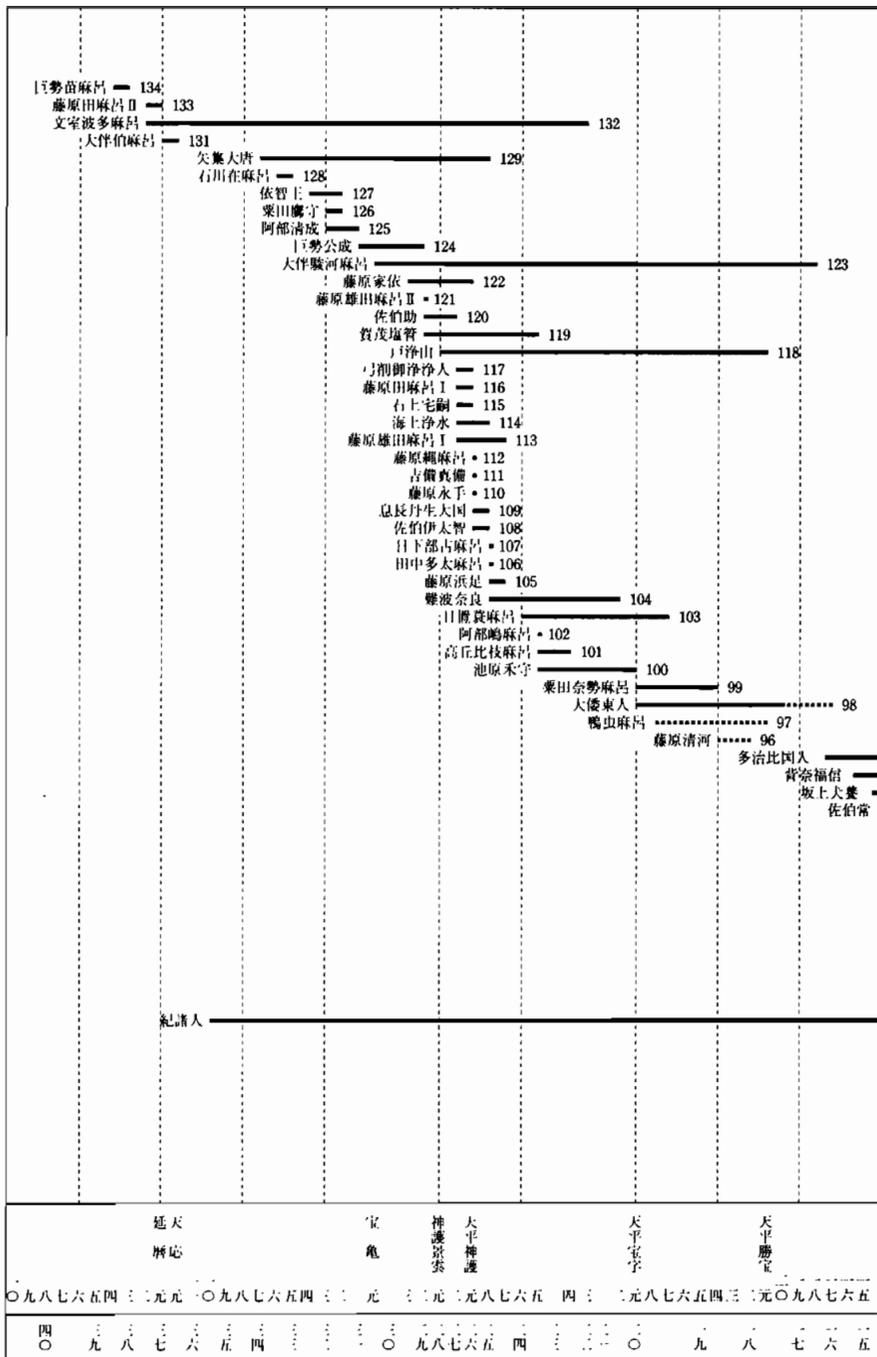
まず、最も叙位の欠落が集中する和銅年間以前について見てみると、新田部親王・藤原不比等・石上麻呂・長屋王・大伴安麻呂、といった有力者の、しかも高位への叙位の欠落が考えられる一方で、四位や五位であっても叙位の欠落は見られない官人も存在する点が注目される。この時期の叙位の欠落を意図的な削減作業に因ると考えるならば、位階の高低を考慮する事なく、同一日のまとまった叙位について全て削除する方法が考えられる。確かに叙位の欠落が考えられるものの中には、一覽末の補説1や10に記した様に『統紀』大宝元年三月や慶雲四年二月の、人数のみを記す叙位記事に含まれる事が推測されるが、藤原不比等や石上麻呂等はそれらに含まれない代表例で、しかも補

説5で述べた様に、不比等や麻呂と同日に叙位されたと思われる、彼等よりも位階が低い官人の叙位が『統紀』に記載されている。他にも、和銅元年正月乙巳条は五位以上の諸王や正四位上、従五位上の諸臣の叙位が欠落している事が指摘されているが(補説12)、位階の低い者の叙位を記事として残し、有力者の叙位を抽出して意図的に削除する方法は採らないであろう。和銅年間以前に叙位の欠落が多く考えられる原因は、最終編纂段階かそれに近い時期においての意図的な削減作業に因るものではなく、編纂作業上の不備や素材そのものにあるのではないだろうか。

同様の事は後半二十巻についても言えよう。後半二十巻の中では叙位の欠落が比較的多く考えられる時期として天平神護年間前後が挙げられる事は前述したが、この時期に叙位の欠落が考えられる人物には、和銅年間以前と同じく藤原永手・吉備真備・弓削浄人等の有力者が含まれ、それ以外にも藤原雄田麻呂や田麻呂といった後の有力者も見られる。天平神護年間頃の叙位者数は、天平宝字八年の恵美押勝の乱の影響もあり『統紀』内でも比較的多い部類に含まれるが、前述同様に敢えて有力者の叙位を削除する理由は見当らない。天皇紀という観点で見た場合、称徳天皇の

崩御の際における称徳天皇に対する記述が芳しいものではない事から、延暦朝における称徳朝に対する見方が厳しいものであり、称徳紀に関して何等かの記述操作がなされ、叙位記事もその影響を受けたのではないかとする向きも出てこよう。しかし、そのために削減されたとするならば、大原家主や弓削犬養の様な称徳紀にのみ叙位記事に見える人物がいる一方で、永手や田麻呂等、称徳朝だけでなく光仁天皇擁立や光仁朝において活躍した人物の叙位が削除されるのは不自然ではないだろうか。

叙位の欠落が多く考えられる時期以外のものを併せてみても、政変等に関わったために叙位が削除されたと考えられる例は見当らない。阿倍広庭の様に一人に複数の叙位の欠落が考えられるものも見られるが、欠落している人物に何等かの原因を求めたとしても、今一つ根拠に欠けるようである。これらは偶然叙位の欠落と考えられるものが重なってしまったと言う事が出来そうである。又、桓武朝に入つて叙位の欠落と考えられるものが少ない中で、大伴伯麻呂や藤原田麻呂の高位への叙位が欠落しているのは、意図的な削減というよりも編纂作業上の不備と考えた方が理解し易い。



延天 寶 神 大 天 天 天
 曆 龜 護 平 平 平 平
 心 龜 景 神 元 元 元
 〇九八七六五四 〇九八七六五四 元 元 元 元八七六五 四 〇九八七六五四 〇九八七六五四 〇九八七六五
 四 〇 九 八 七 六 五 四 〇 九 八 七 六 五 四 〇 九 八 七 六 五

今後の課題　　くむすびにかえてく

以上、「統紀」からの叙位の欠落について検討してきたが、大抵の場合意図的に削除されたものとは言い難いという結論に至った。²⁷ 叙位記事に関しては、最終編纂段階において何等かの資料操作を行なっている可能性は低いのではないだろうか。この結論から、叙位記事の編集作業或いは用いられた素材について検討し、国史編纂事業の一端に關して見解を述べていかなければならない事を考えると、問題はむしろここから先にあると思われるが、紙幅も限られており十分な考察を行なう事が出来ない。

そこで今回の検討から、今後の問題に關して注意すべき点を二、三挙げたいと思う。

第一に、和銅年間以前に叙位の欠落と考えられる例が多い事、言い換えれば『統紀』の叙位記事に不備が多く認められる点について、従来より指摘されている和銅年間以前の文書行政の未発達と『統紀』に用いられた素材との関係が注目される。例えば、『統紀』叙位記事の素材に使用されたものとして位記(案)が指摘されているが、それがどの様に作成・保管されていったのか。

第二に、和銅年間以前に叙位の欠落が多く考えられる事は、天皇紀としての観点では文武紀と元明紀以降の特徴差としても捉える事が出来るであろうとは小論中において述べたが、この点と文武紀の特異性について中西氏の説との関係は如何なるものであるのか。中西氏は、『統紀』編纂の前提として各天皇の実録が存在したと述べているが、今回検討した結果、叙位記事が最終編纂段階において削除されている可能性は低い。では現存の様な五位以上の叙位を網羅していない叙位記事は各天皇の実録の段階から存在したのであるうか。特に文武紀については叙位記事の不備が目立つ。

第三に、今回の検討から『統紀』に記されていない五位以後の昇叙経過が『補任』に多く記載されている事が明らかとなった。『補任』の成立に關しては土田直鎮氏の研究³²があり、氏は、弘仁二年(八一二)以前の『補任』は「歴運記」を基にして記されており、『歴運記』は「統紀」等国史を素材としていたと指摘している。但し五位以上の官人の経歴で国史に記されていないものについては、何を基に記したのか明確な結論を述べておらず、問題が残されている。『補任』や『歴運記』が私的な記録を用いた可能性

を考慮しなければならず、仮に国史において私的な記録を活用しなかったとしても、『補任』『歴運記』編者が国史に記されていない五位以後の経歴を全て私的な記録に拠って記述したとは言い切れない。延暦年間に編集されたとき『官曹事類』をはじめ、公的な記録の存在に注目すべきである。『統紀』に見えない『補任』五位以上の叙位の記述は、『統紀』の叙位記事記述に際して、前述の位記(案)をはじめとする様々な記録を複合したとする説に疑念を抱かせるものである。五位以上の叙位について記す『統紀』の態度も、果たして編纂方針に因るものであるのか素材に左右されてのものであるのか、再考の余地がある。

まとめりに欠ける上に問題提起を行なったに過ぎないが、以上の通りである。小論では『統紀』の叙位記事について検討を試みたが、他の国史も同様に比較検討する事により、編纂事業の変遷を垣間見る事が出来るのではないかという展望を持っている。又、今回は男性叙位に關してのみ分析を試みたが、女性叙位に關しては、特に天平年間以前は叙位記事はおろか女性に關する記事自体が乏しく、検討の対象とするには現時点で問題が存するため、今回は触れずにおいた。但し、女性に關する記事の記載状況から、

男性叙位とは異なる編集事情が考えられる。『類史』叙位の項において男性と女性が区別されている事は、今後考察を深める上で示唆的であると思われる。
末筆ながら、御指導御教示頂いた水野柳太郎先生、東野治之先生、寺崎保広先生には記して謝意を表する次第である。

注

- (1) 遠藤慶太「国史編纂と素材史料―律令公文を中心として―」(二〇〇一年「ヒストリア」一七三号 所収)
- (2) 中西氏の論考には、イ「『統日本紀』の祥瑞記事」(一九九七年「人文論究」四七号 所収) ロ「『統日本紀』の薨卒記事について」(一九九八年「関西学院史学」二五号 所収) ハ「『統日本紀』編纂の前段階」(一九九九年「統日本紀研究」三三三号 所収) ニ「『統日本紀』と実録」(二〇〇〇年「統日本紀研究」三三八号 所収) 等がある。
- (3) 笹山晴生「統日本紀と古代の史書」(一九八九年 岩波本『統日本紀』一、解説)
以下、笹山氏の説に触れる際はこの論文に拠る事とする。
- (4) 『統後紀』の叙位の欠落については別稿において詳しく述べる事としたいが、『統紀』と比較して、相当少ないものとなっている事を指摘しておく。

(5) 例えば藤原鷹取は、宝龜十年(七七九)十月丙辰条において正五位下、翌丁巳条において正五位上へ叙位されている事が見える。

(6) 加藤順一「律令官人と遣唐使一叙位と経歴に関する分析を中心にして」(一九八七年『法史学の諸問題』慶応通信社所収)

加藤氏は遣唐使に任命された人物の昇叙の過程を分析し、少なくとも上級幹部に対する叙位は、遣唐使派遣に対応するものとは見做し難いと述べている。しかし大宝二年(七〇二)の遣唐使は、三十年の中断を経て派遣されたものであり、日本側としては、他の遣唐使と比較してより重要な意味合いを持った派遣であった事が推測される事から、一概に加藤氏の見解と一致するものとは言えないのではないか。

(7) 『寧楽遺文』下巻、九六七頁「威奈真人大村墓誌」

(8) 岩波本『続日本紀』一、一〇九頁―注二〇

(9) 岩波本『続日本紀』一、一二九頁―注一五・同補注四―一〇

(10) 『続紀』の国司任官記事の特徴については、館野和己氏の研究がある。(館野和己「続紀の国司記事の特徴と問題点」(一九八一年『続日本紀研究』二二三号 所収))

この中で館野氏は、『続紀』前半二十巻の国司任官記事に關し、五位以上の守の任官を記載しようとする態度がある事を指摘している。

(11) 岩波本『続日本紀』一、一九二頁―注二二

(12) 野村忠夫「藤原京家―麻呂と浜成―」(一九九五年『奈良朝の政治と藤原氏』吉川弘文館 所収)

(13) 在唐中に叙位された例としては、天平宝字八年正月乙巳条に從三位へ叙位された藤原清河が挙げられる。

(14) 岩波本『続日本紀』二、校異補注六二三頁

(15) 岩波本『続日本紀』二、一二六頁―注一四・一四三頁―注二四

(16) 熊谷公男「位記と定姓と続紀に見える叙位記事と賜姓記事のくいちがいをめぐって」(一九七四年『続日本紀研究』一八三号 所収)

熊谷氏はこの中で、改賜姓記事前にも拘らず改賜姓後の姓で叙位記事に記されている例を表に挙げているが、小論で扱った背奈福信は、改賜姓記事前の天平十五年(七四三)六月丁酉条の任官記事においても改賜姓後の姓で記されている。

(17) 『大日本古文书』編年卷二―四六六頁

(18) 『寧楽遺文』中巻 六九〇頁

(19) 『寧楽遺文』中巻 六二六頁

(20) 『大日本古文书』編年卷二五―九三頁

(21) 『大日本古文书』編年卷一四―四一一頁

(22) 『大日本古文书』編年卷四―三九五頁

(23) 松崎英一「続紀位階記事の誤謬・矛盾」(一九七六年『続日本紀研究』一八七号所収) 以下、松崎氏の説に触れる際は

この論文に拠る事とする。

(24) 『大日本古文書』家わけ第一八 東大寺文書之三―五七頁

(25) 例えば佐伯宿祢男は、慶雲二年十二月癸酉条で従六位下から従五位下への叙位、和銅元年三月丙午条で大倭守への任官、同二年(七〇九)九月乙卯条で従五位下から従五位上への叙位が「統紀」に記されている。

(26) 『統紀』に見える大原連家主の記事は、天平宝字八年十月庚午条の正六位上から外従五位下への叙位記事、天平神護元年正月己亥条の外従五位下から外正五位下への叙位記事、同二年三月辛巳条の但馬員外介任官記事、神護景雲元年正月己巳条の外正五位下から従五位下への叙位記事、同年七月庚戌条の主税頭任官記事である。

一方の弓削宿祢牛養に関する記事は、天平神護元年正月己亥条の従六位下から従五位下への叙位記事、同年二月丙寅条の近衛少将任官記事、同年十一月庚辰条の従五位下から従五位上への叙位記事、神護景雲元年八月戊戌条の越前介任官記事、宝龜元年四月癸酉条の弓削朝臣賜姓記事である。

(27) 一部の叙位者を記し、その他は人数のみの表記に止まる大寶元年三月甲午条及び慶雲四年二月甲午条については、『紀略』が叙位記事を略記する際「叙位」等の表記をし、人数は記さない事、又『後紀』大同元年(八〇六)五月辛巳条に「是日叙位有差」とのみある様に叙位者の一部や人数を記していない事から類推すると、直ちに最終編纂段階における削除・省略と考えるべきではなく、素材の影響も想定

しておくべきであろう。

(28) 小林泰文「史生に関する一考察」六国史に見える諸史生設置記事について(一九七八年「史聚」八号 所収)、岩波本「続日本紀」一、補注四―二九に文書行政の展開についての指摘がある。

最近、大宝令施行直後の中務省に関連する木簡が藤原宮南側から出土しており、今後の成果が待たれるところである。

(29) 『統紀』叙位記事の素材に関する研究には、前掲注(16)熊谷論文の他、黛弘道「位記の始用とその意義」(一九八二年「律令国家成立史の研究」吉川弘文館所収)、「律令官人の序列」(同書所収)、柳雄太郎「『続日本紀』の編纂関係史料」(一九七八年「続日本紀研究」二〇〇号 所収)、西本昌弘「孝謙天皇詔勅草と八世紀の叙位儀礼」(一九九七年「日本古代儀礼成立史の研究」塙書房所収)、畑中彩子「律令国家における官人序列―『続日本紀』叙位記事の検討―」(一九九九年「学習院大学人文科学論集」八号 所収)等がある。

(30) 位記作成に関する令の規定は、公式令16勅授位記式条・同17奏授位記式条・同18判授位記式条・同84任授官位条、文案保管については、公式令83文案条にそれぞれ見える。

(31) 前掲注(2) 中西論文二

(32) 土田直鎮「公卿補任の成立」(一九九二年「奈良平安時代史研究」吉川弘文館所収)

(33) 前掲注(29) に挙げた論文は、様々な素材を用いたとする立場にある。